

## 生活保護受給者等に対する就労支援の取組について

### 1 生活保護受給者等に対する就労支援施策の経過

#### ○【平成 17 年度～平成 22 年度】生活保護受給者等就労支援事業

ハローワークが福祉事務所等からの要請に基づき、生活保護受給者等に対する就労支援を行う取組が平成 17 年度から本格的にスタート。

- ・支援対象者[生活保護受給者、児童扶養手当受給者]
- ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋など]

#### ○【平成 23 年度～平成 24 年度】「福祉から就労」支援事業

平成 20 年のリーマンショック以降、非正規雇用者の離職による住居喪失者など生活困窮者が増加し、いわゆる稼働年齢層の生活保護受給者が急増。このため、平成 23 年度から地方自治体とハローワークの協定書締結による連携強化や就職支援ナビの増配置など、取組の充実を図る。

- ・支援対象者[生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者]
- ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋、個別求人開拓、就労後のフォローアップなど]

#### ○【平成 25 年度～】生活保護受給者等の就労自立促進事業

生活保護受給者をはじめとする生活困窮者の増加が進む中、平成 25 年度においては、協定書の締結や就職支援ナビの増配置に加え、地方自治体との一体的連携による就労支援の充実を図るため、

- ☆福祉事務所内へのハローワーク常設窓口の設置
- ☆予約による訪問相談の積極的実施 など、抜本的に取組みを強化

#### 【効果】

- ① 地方自治体とハローワークの情報共有が迅速となり、タイミングを逃さず効率的に生活保護受給者等を誘導することが可能になり、支援対象者の増加に繋がる。
- ② 支援対象者の利便性が図られ、効果的な就職支援による就職数アップが見込まれる。

- ・支援対象者[生活保護受給者(申請段階等)、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者]
- ・支援メニュー[就職支援ナビによる個別相談、トライアル雇用の活用、公共訓練の斡旋、個別求人開拓、就職自立・促進講習の活用、就労後のフォローアップ強化など]

#### ☆常設窓口の設置

【平成 25 年度】 大阪市内 9 区に設置（就職支援ナビ 19 名配置）

豊中市 1 か所に設置（就職支援ナビ 2 名配置）

【平成 26 年度】 岸和田市、高槻市、堺市内 1 区に設置（それぞれ就職支援ナビ 2 名配置）

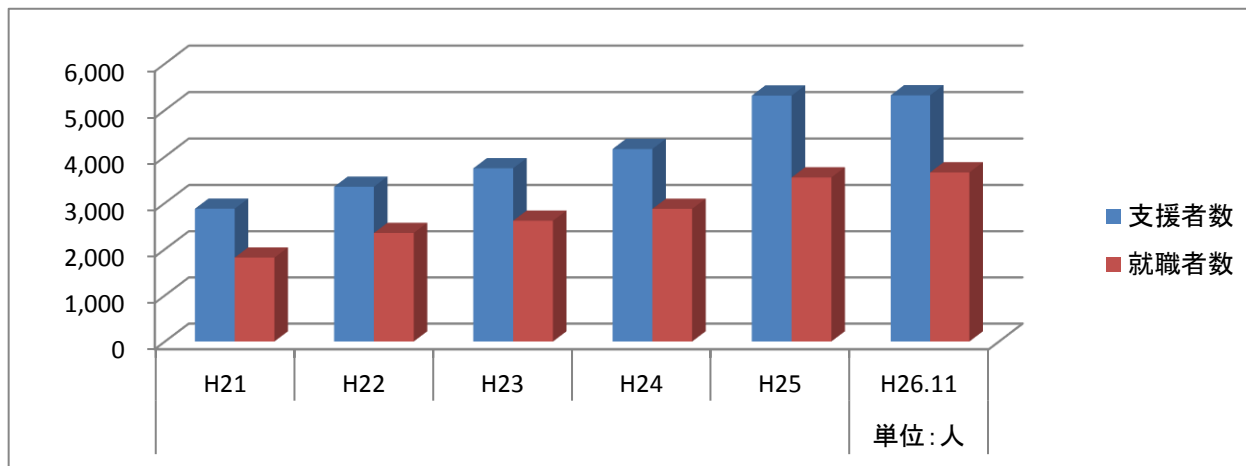
枚方市（平成 27 年 3 月設置予定）

☆予約による訪問相談の実施 38 福祉事務所等【平成 26 年 11 月現在】

## 2 生活保護受給者等に対する就労支援の取組実績【大阪労働局】

単位：人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26.11
支援者数	2,875	3,349	3,747	4,162	5,312	5,318
就職者数	1,817	2,350	2,615	2,872	3,550	3,657

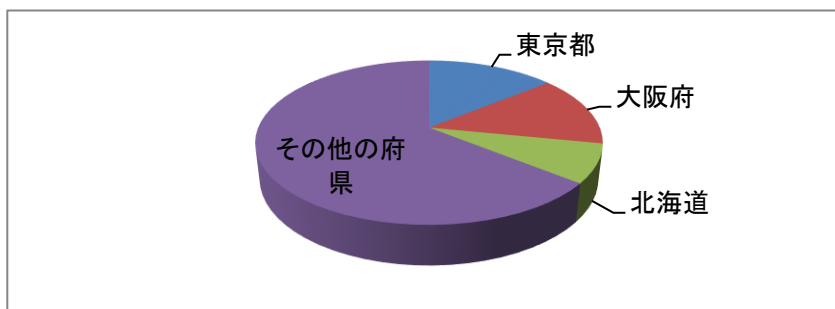


## 3 生活保護受給者等の現状

「生活保護受給世帯数(平成26年9月現在)」

単位：世帯数

全国	1,611,953
東京都	228,562
<b>大阪府</b>	<b>224,228</b>
北海道	122,736
その他の府県	1,036,427



大阪府 224,228世帯(うち大阪市 117,567世帯)

注)うち稼働可能層と言われる「その他世帯」の世帯数(平成26年8月現在)

大阪府 33,480世帯(うち大阪市 18,606世帯)



○堺市北区役所のハローワーク常設窓口【平成26年11月25日(火)オープン】